

「令和5年度県内2空港合同アンケートキャンペーン管理・運営・広報業務」仕様書

1 業務名

令和5年度県内2空港合同アンケートキャンペーン管理・運営・広報業務

2 キャンペーン概要

対象期間内に山口県内2空港（山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）の発着便を利用し、WEBアンケートに回答した方の中から抽選で賞品を贈呈

対象搭乗期間	令和5年12月～令和6年2月
回答受付期間	令和5年12月～令和6年3月3日
広報期間	令和5年9月～令和6年2月
抽選・賞品発送	令和6年3月
応募方法	専用WEBサイト

3 キャンペーン開催目的

新型コロナウイルス感染症拡大により減少した航空機利用者数の増加を促進する。特に、東京発に比べ利用回復が遅れている山口発の利用者数増加を促進する。

4 取組方針

- ① 情報媒体と連携した多様な情報発信を行うこととし、広く県民がキャンペーンに興味を持てるよう、分かりやすく親しみやすい情報発信を行うこと。
- ② キャンペーンへの参加を喚起するとともに、県民の旅行機運を高め、航空機を利用した外出に対する利用行動を促すこと。
- ③ アンケートを適切に管理し、回答内容の集計・分析により今後の利用促進策に活用すること。

5 委託予定期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

6 業務の内容

(1) キャンペーン管理・運営

- ① キャンペーン事務局として、応募の受付及び応募者情報の管理（応募数8,000件を想定）を厳密に行い、厳正なる抽選の上、当選者を決定し、賞品の発送（50～100名程度）を行う。
- ② 回答内容を取りまとめた報告書を作成し、担当者に提出する。

(2) WEB受付フォームの構築・管理・運用等

- ①-1 WEB受付フォームの構成について
 - ・キャンペーン期間中の山口宇部空港及び岩国錦帯橋空港発着便利用者に向け、委託者より提示された設問内容をもとにWEBアンケートを作成すること。

- ・山口宇部空港分、岩国錦帯橋空港分で2通りのページを作成すること。

①-2 WEB受付フォームに係る留意事項

○ デザインについて

- ・多くの年齢層から応募が得られるよう、明瞭なデザインで作成すること。
- ・航空機利用1往復につき1回答とし、重複回答を防止する仕組みを構築すること。
- ・特定のブラウザに依存がなく、特に Microsoft Edge, Safari, Google Chrome, Firefox等の最新版での閲覧を可能とするとともに、レスポンシブウェブデザインにより、PC・スマートフォンの画面幅に合わせて表示最適化すること。
- ・山口県公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針に配慮し、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく使用することができるよう可能な限り対応すること。

(参考) 山口県公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/21/12955.html>

○ セキュリティについて

- ・本ウェブサイトは常時 SSL 対応とし、通信回線に対する盗聴防止のため、通信の暗号化を行うこと。
- ・本ウェブサイトで使用するソフトウェアの設定・障害対応等が十分可能な能力を持った者を従事者とし、従事者の氏名及び本業務に関する責任体制、その他必要な事項を担当者に通知すること。
- ・従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにする。
- ・受託者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じること。
特に、構築するウェブサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。
- ・構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず県の了解を得たうえで作業を行うこと。
また、使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

○ 著作権等

- ・本ウェブサイト構築に使用する一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物等に関する著作権は、振興会に帰属するものとする。
- ・受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託者に帰属するものとするが、県はその使用权及び翻案権を有するものとする。

○ その他

- ・構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。
- ・本ウェブサイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。
- ・本ウェブサイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の

一連の業務を委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者と県が協議のうえ、これを行うものとする。

- ・受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。
- ・原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

①-3 回答内容の集計・報告について

- ・WEB受付フォームで得られた回答内容をグラフ等で整理したPowerPoint資料、および全回答を一覧化したExcel資料を担当者へ提出すること。

(3) 賞品の企画

- ・当選者に向けた賞品の選定を行う。
- ・当選者は50～100名程度とし、幅広い年齢層や性別を問わずキャンペーンの参加意欲の喚起に繋がるものとする。
- ・賞品の総額は50～100万円程度とする（送料を含む）。
- ・選定にあたっては、関連法令（不当景品類及び不当表示防止法等）に留意すること。

(4) キャンペーンを周知する広報資材の企画・制作・配布

① 標準的な広報資材の種類と量

ア ポスターの企画制作

B2、コート135k、4c 200部

イ チラシの企画制作

A4、コート73kg、4/4c 13,000部

ウ 応募用QRコード掲載ポスター（空港現地配備用）の企画作成

B2、コート135k、4c 各空港5部、計10部

エ WEB掲載用バナー画像 下記のバナー画像について、PNG形式で提出

項番	縦サイズ	横サイズ	容量	掲載予定箇所
1	350	726	1MB程度	山口宇部空港 HP
2	1285	660	指定なし	岩国錦帯橋空港 HP（スマホ版）
3	2532	815	指定なし	岩国錦帯橋空港 HP（PC版）
4	400	344	指定なし	山口県 HP
5	正方形		指定なし	関連 SNS (Instagram, Twitter 等)

オ ノベルティの企画制作

県内イベント等で来場者に配布するためのもの。 2,000個

その他、必要な広報素材が発生した際は双方協議の上、対応するものとする。

② 広報資材の作成データの納品

企画・制作した広報資材（ア、イ、ウ、オ）の成果物のPDFデータを納品する。

③ 発送及び仕分け

制作した広報資材（ア、イ、ウ）を、県が指示する約100か所（県庁及び関連市町、団体等）に必要な個数に仕分け、納品する。

他広報資材（エ、オ）は、委託者より送付先を指示する。

（４）キャンペーンを周知する広報手段の企画・実行

- ・ 県民に対するキャンペーンの認知度を高め、航空機利用の機運を高める広報手段を企画・実行すること。
- ・ 主な広報ターゲット層は県内在住で40歳代以上の男女とする
（参考：昨年度空港利用者アンケートにて県内空港利用者の40歳以上が6割超）

7 費用の負担区分

本業務履行に係る一切の費用を受託者が負担するものとする。

本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、賞品の送料及び契約費用等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

8 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

9 その他

仕様書に定めのない事項について、また、疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。